副本

令和７年（ワ）第６７６７号　損害賠償請求事件
原　　告　　松　本　亜　土　外１名
被　　告　　大　　阪　　府

準　備　書　面　(2)

令和８年３月３１日

大阪地方裁判所　第２４民事部　合議２係ホ　御中

被告訴訟代理人
弁　護　士　　井　　上　　隆　　晴　[redacted]
同　　井　　上　　卓　　哉　[redacted]
同　　二　　村　　友　　也　[redacted]
被告指定代理人
大阪府職員　　大久保　　泰　[redacted]
同　　日　　野　　裕　　次　[redacted]
同　　杉　　谷　　雅　　人　[redacted]
同　　鈴　　木　　浩　[redacted]
同　　岸　　野　　優　　華　[redacted]

令和８年２月２日付け原告第１準備書面に記載の求釈明に対する回答

１　求釈明１(1)「羽曳野署における危険物保管と場内保管の基準」について

(1)　警察庁通達における領置品（甲）及び領置品（乙）の定義

ア　「『留置管理業務推進要領』の一部改正について（通達）」の第２の２(4)（被留置者の物品管理）において、「留置業務管理者が領置する物品については、保安上の観点から取扱いに注意を要する物品を『領置品（甲）』、それ以外の物品を『領置品（乙）』として明確に区分し、それぞれ施錠可能な設備に個人別に保管する。この際、特段の理由がある場合を除いて領置品（甲）は留置場外に保管」「被留置者の保管私物は、留置場内の施錠可能な設備に個人別に保管する」ことと定められている（乙第１２号証）。

イ　「『留置管理業務推進要領』運用上の留意事項について（通達）」の７（被留置者の物品管理について）において、領置品（甲）は次のものとされている（乙第１３号証）。

（ア）ネクタイ、ひも、刃物、工具類等自殺又は自傷の用に供されるおそれのあるもの

（イ）マッチ、ライター、煙草、酒等火災その他の事故の発生の原因となるおそれのあるもの

（ウ）携帯電話、タブレット端末等罪証の隠滅の用に供されるおそれのあるもの

(2)　大阪府警察における「危険物等」の定義

大阪府警察においては、更に大阪府警察留置業務取扱規程を定めており、同規程第２条により「危険物等」は、「凶器その他の自殺、自傷行為、他害行為等自己又は他人の生命又は身体の安全を害するおそれのある物、携帯電話その他の逃走、通謀又は罪証隠滅に使用されるおそれのある物、留置施設の規律及び秩序の維持に支障のある物並びに覚醒剤、麻薬等をいう。」と規定している

（乙第１４号証）。

⑶　大阪府警察における保管私物等の取扱い

また、大阪府警察留置業務取扱規程第６６条において、所持物品及び差入物（現金を除く。）の保管は、保管私物又は領置する物品に区分した上で行うものとするとされ（同条第１項）、領置する物品は、原則として留置事務室等留置施設外の施錠設備のある保管庫等に保管するものとするとしている（同条第５項）（乙第１４号証）。なお、同条第５項に記載の「留置施設外」については、正しくは「留置場外」である。

⑷　大阪府警察における危険物保管と場内保管の区分

上記⑴ないし⑶を受け、大阪府警察においては、領置品の保管区分について「危険を生ずるおそれのある物品」を甲区分（領置品（甲））として留置場外にある留置事務室等で施錠可能なロッカー等に保管し、「危険物以外の物品で、被留置者が留置施設において、使用又は摂取できない物品及び保管限度量を超える危険物以外の物品」を乙Ｂ区分（領置品（乙Ｂ））として留置場内外の施錠可能なロッカー等に保管することとして運用している（乙第１５号証）。

乙Ａ区分（領置品（乙Ａ））については、「貴重品に該当するもの」として留置場外の施錠可能な金庫等に保管することとしている。

２　求釈明１⑵「令和６年１２月１１日から同月１８日までの間の取調室内における原告Ａの本件Ｔシャツ着用の有無」について

令和６年１２月１１日から１８日まで、原告Ａから本件Ｔシャツの着用要望はなく、同人は取調室内において本件Ｔシャツを着用していない。

なお、被告準備書面⑴第１の４⑴（12 ページ）のとおり、原告らに対し、本件Ｔシャツは留置場内で着用できないと伝えた（乙第２号及び第４号証）のであり、取調べ等の際に着用できないと伝えたことはなかった。

３　求釈明１⑶「令和６年１２月１８日に本件Ｔシャツの区分変更した理由」について

本件Ｔシャツについては、令和６年１２月１１日に、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがある」ため危険を生ずるおそれがある物品として、留置場内で着用できないと判断し、領置することとし、警察庁通達（「留置管理業務推進要領」運用上の留意事項について）の７(1)イの「その他の事故の発生の原因となるおそれのあるもの」に該当するとして領置品（甲）に区分し保管することとした。

その後、取調室にメッセージ入りのＴシャツを持ち込むことは可能であるとの刑事総務課の見解を受け、羽曳野署においても必要な検討を行った結果、本件Ｔシャツを留置場内からいつでも持ち出せるようにするため保管区分を乙Ｂ区分に変更した。

すなわち、前記１(4)のとおり、大阪府警察の留置施設では、甲区分に該当する物品については留置場外にある留置事務室等で施錠可能なロッカー等に保管しているため、被留置者が本件Ｔシャツを着用して取調べのために出場する場合、留置管理課員は、留置場外にある領置品（甲）保管庫から同Ｔシャツを取り出し、これを留置場内に持ち込み、被留置者に同Ｔシャツを着用させてから同人を出場させる必要があり、取調べを終えた被留置者が留置場内に入場した際には、同Ｔシャツを留置場内から留置場外にある領置品（甲）保管庫へ戻す必要がある。

これに対し、羽曳野署留置施設では乙Ｂ区分に該当する物品を保管する保管庫は留置場内にあることから、同保管庫において本件Ｔシャツを保管すれば、被留置者が同Ｔシャツを着用して取調べのために出場する際、領置品（甲）保管庫に同Ｔシャツを保管する場合に比べ被留置者の出場に要する時間が短縮されるほか、留置管理課員の事務負担が軽減されることとなる。

以上の事情を考慮し、本件Ｔシャツの保管区分を甲区分から乙Ｂ区分へと変更したものである。

4　求釈明１(4)「乙第５号証の「本部から『メッセージ入りＴシャツの差入れに関する対応について』という通知文を受けた」との記載に関する通知内容及び通知

年月日」について

通知年月日は令和６年１２月１７日、通知内容の要旨は乙第５号証に記載のとおり「当該Ｔシャツについて乙Ｂ区分のうえ、留置施設内外の施錠可能なロッカーに保管する」である。

なお、当該文書の内容は担当者連絡として一時的かつ補助的なメモとして用いており、行政文書の区分においても通知文ではなく、決裁を伴わず保存を要しない資料文書に該当したため、既に廃棄され存在しない。

５　求釈明１(5)「乙第５号証の「(刑事総務課の見解では、) 取調室にメッセージ入りのＴシャツを持ち込むことは可能である［捜査主任官判断］旨通知している」との記載に関する通知の内容及び通知年月日」について

通知年月日は判明せず、通知内容の要旨は乙第５号証に記載のとおり「取調室にメッセージ入りのＴシャツを持ち込むことは可能である」である。

なお、当該文書の内容は担当者連絡として一時的かつ補助的なメモとして用いており、行政文書の区分においても通知文ではなく、決裁を伴わず保存を要しない資料文書に該当したため、既に廃棄され存在しない。

６　求釈明１の併記部分「乙第１から５号証の原本の提出」について

必要箇所にマスキングテープでマスキング処理した状態で原本を提出する等提出方法について検討中である。

７　求釈明２「羽曳野署留置管理課員が原告Ａの脱いだ本件Ｔシャツを受け取った時刻」について

令和６年１２月１１日午前１１時頃である。

８　求釈明３について

(1)「令和６年１２月１０日以前に、本件Ｔシャツと同じメッセージが記載されたＴシャツが留置施設に差入れされたことがあったか否か」について

令和６年１０月２５日、大阪府平野警察署及び令和６年１０月３０日、大阪府福島警察署において、いずれも原告松本から本件Ｔシャツと同じメッセージ

が記載されたＴシャツがそれぞれの留置施設に差し入れられた事実を把握している。

⑵　「当該Ｔシャツを被留置者が着用した事例があったか否か」について

上記⑴に記載の両署留置施設内においては当該Ｔシャツを被留置者が着用していた。

⑶　「これらの事例があったとすればそのときの留置施設内の状況」について

上記⑵の事例に際して、両署留置施設内では騒動等が発生した記録はなかった。